

新型コロナウイルス（パナマ各地における外出禁止措置等の変更：その9）

令和3年9月8日
在パナマ日本国大使館

【ポイント】

9月8日より、パナマ各地において夜間外出禁止時間等の変更が行われます。

【本文】

7日、保健省は記者会見において、9月8日よりパナマ各地において夜間外出禁止時間等の変更の措置を実施することを発表しました。在留邦人が多い地域での概要は以下のとおりです。

1 パナマ首都圏

夜間外出禁止時間（毎日）：午前1時から午前4時まで

2 西パナマ県

夜間外出禁止時間（毎日）：午前1時から午前4時まで

3. コロン県

（1）ドノソ市（変更なし）、ポルトベロ市及びオマールトリジョス市（13日より）

夜間外出禁止を解除

（2）その他の都市

夜間外出禁止時間（毎日）：午前1時から午前4時まで

4 その他の県

夜間外出禁止時間（毎日）：午前1時から午前4時まで

ただし、各県、都市により異なることもありますので、最新の詳細情報につきましては保健省HP、インスタグラム、ツイッター等をご参照ください。

（1）保健省HP

<http://www.minsa.gob.pa/>

（2）保健省インスタグラム

<https://www.instagram.com/minsapma/>

（3）保健省ツイッター

<https://twitter.com/MINSAPma>

以上